

## 参考

- 3市町村に1万円ずつ寄付した場合 → 合計3万円寄附⇒実質2,000円の自己負担。
- 5市町村に1万円ずつ寄付した場合 → 合計5万円寄附⇒実質2,000円の自己負担。

### ※「寄附金控除」が受けられる金額には上限があります。

- 収入や家族構成などにより、寄附金の上限金額が決まっています。

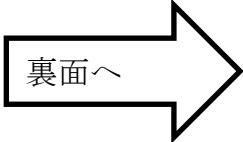
自己負担を2,000円に抑えたいのなら、「上限金額」を把握した上で、その金額内にとどめるようにしてください。

上限金額は、年収（今年の収入額）や家族構成（扶養控除や配偶者控除）、その他の控除（生命保険料控除や住宅ローン控除、医療費控除など）等によって異なります。

**総務省自治税務局が家族構成別に発表してくれている寄附金の上限の目安表・インターネット『ふるさとチョイス』の寄附金控除シミュレーション・お住まいの自治体の税務課・税務署にて寄附金の上限額をお調べ下さい。**

**※その控除の上限額を超えた分の寄附は控除されませんのでご注意ください。**

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用に該当しているかの確認は

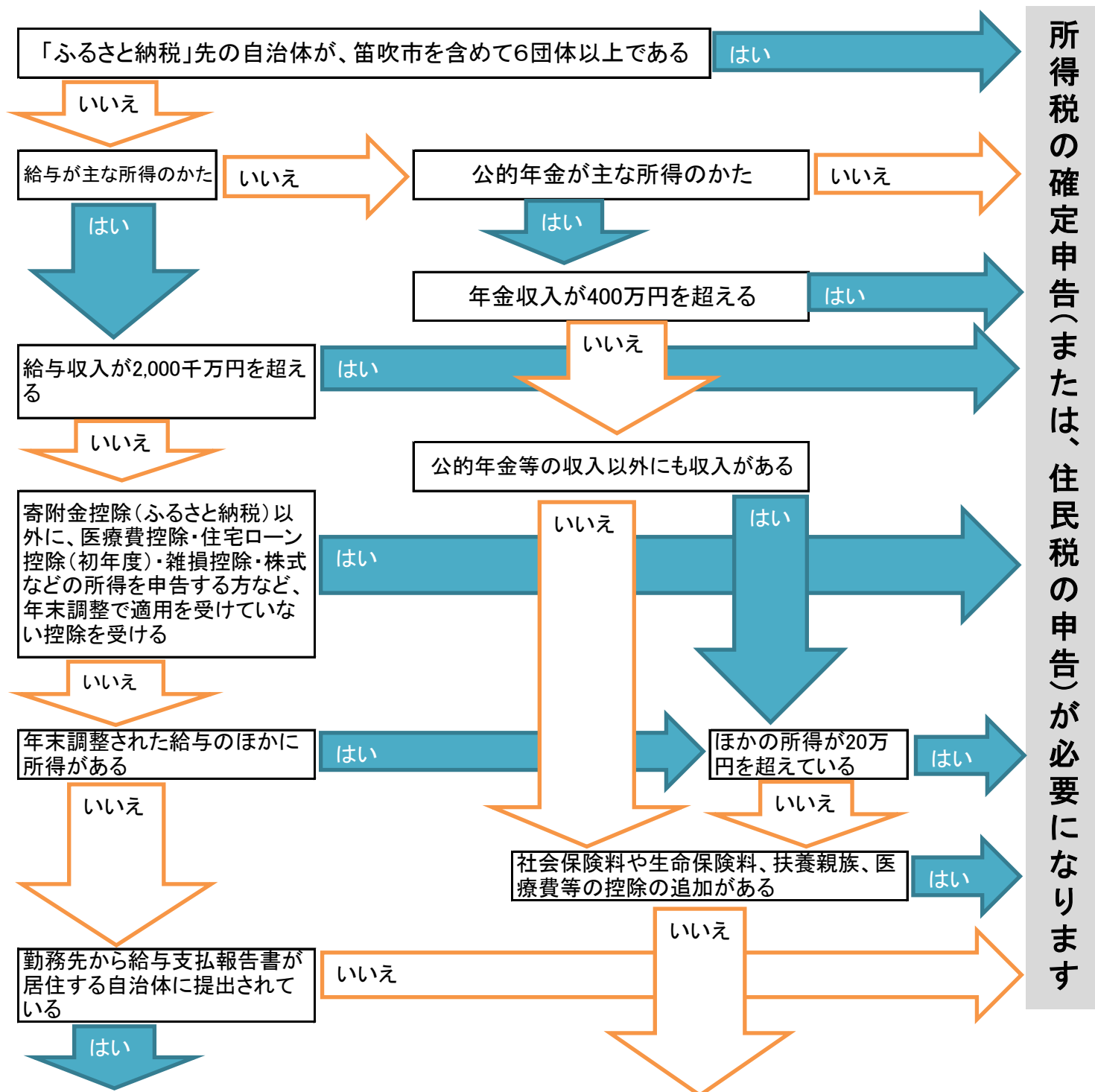
裏面へ 

※勤め先で年末調整を行っているため、「確定申告」「市民税・県民税の申告」をする予定のない方でふるさと納税先の自治体が5団体以下の方は対象ですが、対象にならない場合もございますので必ず裏面にて、確認をお願いいたします。

	確定申告	ワンストップ特例制度
手続き	年1回 (納税した翌年の2/16~3/15)	そのつど、寄附した後に自治体から送られてくる書類を寄附した自治体へ必要書類と一緒に提出(または各自で必要書類を用意し、寄附した自治体へ提出) ※必要書類(寄附金税額控除に係る申告特例申請書・個人番号確認の書類のコピー・本人確認の書類のコピー)
期限	毎年3月15日までに申告	納税した翌年の1月10日必着で寄附をした自治体へ必要書類を提出
控除される額	同様	
控除(還付)方法	所得税からの還付+ 残りは翌年の住民税から控除	全額が翌年の住民税から控除

※控除(還付)額の内訳についてはお住まいの自治体の税務担当もしくは税務署へお問い合わせください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用に該当しているかは、こちらで確認してください。



所得税の確定申告(または、住民税の申告)が必要になります

**確定申告や住民税の申告は不要。ワンストップ特例の対象となります。**

・入金後確認後に『平成〇〇年寄附分 市町村民税・都道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書』を送付させていただきますので、納税した翌年の1月10日までに自治体へ返信をお願い致します。

・『平成〇〇年寄附分 市町村民税・都道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書』を提出していても、本特例を申請した人が直接確定申告をした場合は直接していただいた確定申告が優先されるため、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。そのため、直接確定申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄付金控除を含めた申告手続きを行ってください。